

ワタナベ工業 (有)

渡邊 愛彦 殿

福岡県知事 服部 誠太郎



一般 建設業の許可について (通知)

令和 5年 10月 25日付けで申請のあった一般建設業については、
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

許 可 番 号	福岡県知事 許可(般-5) 第 44602 号
許可の有効期間	令和 5年 12月 27日から 令和 10年 12月 26日まで
建設業の種類	
解体工事業	

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和10年 11月 26日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)